

令和5年5月8日からの
学内における COVID-19 感染拡大防止対策ガイドライン

令和5年5月1日
保健センター所長

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類は季節性インフルエンザなどと同じ「5類」へ移行することになります。本学におけるこれまでの感染拡大防止対策を下記のとおり変更いたします。今後はこのガイドラインに基づきながら、今まで以上に各自が感染対策の意識を高め、学内および学外での特に公共的な場における自覚的な行動を期待しています。

記

1. 基本的な感染対策

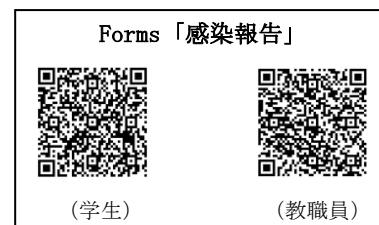
- 入構時のマスク着用は個人の判断に委ねます（「4.留意事項」に該当する場合は着用を推奨）。
- 従来通り手洗いは実施する（手指消毒薬の使用も可）。
- 食事をする際の会話は周囲に配慮する。

2. 感染予防管理・学内の感染対策

- 発熱または咽頭痛がある場合は登校・出勤を控える。
- 実習直前の発熱、咽頭痛などの症状がでた場合は、実習支援課に連絡し相談する。

3. ご自身の感染が判明した場合（医療機関を受診 または 国が承認したキットで陽性判明）

- 登校・出勤しないでください（出席・出勤停止となります）。
 - ※ 判明した時点で Forms「[感染報告\(学生\)](#)」「[感染報告\(教職員\)](#)」により報告してください。
 - ※ その後の登校・出勤については、「感染症出席許可証明書（COVID-19 出席許可報告書）」（Active Academy Web フォルダ内「保健センター関係」掲載）をご参照ください。
 - ※ 登校・出勤初日に「感染症出席許可証明書（COVID-19 出席許可報告書）」（Active Academy Web フォルダ内「保健センター関係」掲載）を保健センターに提出してください。
 - ※ 登校（出勤）再開後も、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。



4. 留意事項

- 実習については、各学科実習担当教職員の指示に従ってください。
- 以下の場合にはマスクの着用を推奨します。
同居人の感染が判明した場合、ご自身に風邪様症状がある場合、換気の悪い狭い空間で活動する場合
- 出席停止扱いになるのは、ご自身の感染が判明した場合のみとなります（医療機関を受診または国が承認したキットで陽性判明した場合）。

5. 心身に不安や悩みがある場合

- こころや身体のことと相談がある場合は、保健センターにご連絡ください。
身体のこと：電話 047-365-1111（内線 4625/4624）月～金 9:00～16:30 土 9:00～14:30
メールアドレス 6205soudansitu@wa.seitoku.ac.jp
こころのこと：電話 047-365-1111（内線 4621/4622/4626）
月～金 9:30～16:30、土 9:30～14:30
メールアドレス cocoro-soudan@wa.seitoku.ac.jp

【参考】厚労省：感染症法上の位置づけ変更に向けた対策の全体像
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html